

# 認知症対応型共同生活介護グループホーム はあとの杜 田原本

## 運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営方針

#### (目的)

第1条 この規程は、『認知症対応型共同生活介護 グループホーム はあとの杜 田原本』（以下「事業者」という。）の運営管理に必要な事項を定め、厚生省令第37号の基準原理に基づき以下のことを目的とする。

当施設は、認知症の状態にある要介護者（著しい精神症状や行動異常、認知症の原因となる疾患が急逝の状態にある者を除く。）を対象とし、共同生活住居の家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにする。

#### (運営方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う

とともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 6 事業者は、指定共同生活介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定共同生活介護等の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。
- 8 事業者は前各項に定めるもののほか、次の事項を信条として運営するものとする。
  - ①高齢者の自立の支援 ⇒ 能力の開発  
(QOL「生活の質」「人生の質」「生命の質」の向上を計る。)
  - ②家庭生活の持続 ⇒ 可能性の追求
  - ③明るい家庭的な雰囲気 ⇒ 快適な生活環境の重視
  - ④地域や家庭との結び付き ⇒ 地域性と在宅援助

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称所在地は次の通りをする。

- 1 名称 『グループホーム はあとの杜 田原本』
- 2 所在地 奈良県磯城郡田原本町小阪 64-3

## 第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(職員の定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 施設管理者(兼務)   | 1名(介護従業者を兼務する) |
| 2 計画作成担当者(専従) | 1名             |
| 3 介護従事者(専従)   | 6名以上           |

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 施設管理者は施設業務を統括し執行する。
- 2 介護従事者は、施設管理者の命を受け日常生活にわたる世話、介護業務を行う。
- 3 夜勤者は、施設管理者の命を受け夜間の世話、介護業務並びに巡視等の業務を行う。

## 第3章 利用者の定員

第6条 事業所の入居定員は次の通りとする。  
入居者 定員 1ユニット 9名

## 第4章 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の 費用の額

(指定認知症対応共同生活介護の内容)

- 第7条 指定認知症対応型共同生活介護（以下「生活介護」という。）は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、妥当適切に行わなければならない。
- 2 生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
  - 3 生活介護は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
  - 4 事業所の職員は、生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
  - 5 事業所の職員は生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
  - 6 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行わなければならない。
  - 7 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者の自立支援の目的で行うよう努めなければならない。
  - 8 職員は、通所者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業所」という。）が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分については告示上の額の一割から三割とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- ①部屋代 別紙利用料金表の通り
- ②食材料費 別紙利用料金表の通り
- ③理美容代 実費
- ④オムツ代 実費

- ⑤前各号に掲げるもののほか、生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者負担させることが適当と認められるもの。
- 2 利用料の支払いは、現金、又は振込の方法により、指定期日までに受ける。

## 第5章 入居に当たっての留意事項

### (入居)

- 第9条 生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 2 事業者は、入居申込者の利用に際しては、主治医の診断書により当該入居申込書が認知症の状態であることを確認する。
  - 3 事業者は、入居申込者に必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、他の事業者、施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
  - 4 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

### (退所)

- 第10条 事業者は通所者の退所の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行わなければならない。
- 2 事業者は利用者の退所の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めなければならない。

## 第6章 衛生管理、非常災害対策

### (衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第12条 事業者は、利用者等の特性に鑑み「非常災害に際して必要な具体的計画」の樹立、避難、救出訓練策について、計画的な防災訓練と設備改善を計り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。又、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所介護を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 1 前項の実施については少なくとも年2回以上の訓練を行う。
  - 2 定期的な計画の見直しを行い、必要に応じて前項の計画の変更を行う。

## 第7章 その他の運営に関する重要事項

- 第13条 事業者は日々の運営及び入所者等に対するサービスの提供等に関する事項を記録し、常時当該施設の状況を適正に把握するため、次にあげる記録を備えておかなければならない。
- 2 管理に関する記録
    - ①施設日誌
    - ②職員の勤務状況、研修等に関する記録
    - ③月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
  - 3 入所に関する記録
    - ①入退所の経過及び結果
  - 4 サービスに関する記録
    - ①入所者等の台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
    - ②入所者のケース記録
    - ③診療、看護、介護、機能訓練等の記録
    - ④診療録等診察に関する記録
    - ⑤献立及び食事に関する記録
  - 5 会計経理に関する記録
  - 6 施設及び構造設備に関する記録

(勤務体制の確保等)

- 第14条 事業者は、入所者に対し、適切な生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
  - 3 事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員遵守)

- 第15条 事業者は、入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(協力医療機関等)

- 第16条 事業者は入所者などから症状の急変などに備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。
- ①一財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん
  - ②医療法人果恵会 恵王病院
  - ③植山医院
  - ④山本歯科医院
  - ⑤社会医療法人高清会 高井病院

(利益供与等の禁止)

- 第17条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者又は従業者から、当該通所施設から退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(個人情報、守秘義務等)

- 第18条 事業者は、本人、または家族等代理人の許可なく、知りえた情報を他へ漏らしてはならない。緊急を要する場合も想定されるため、関係機関などと連携をとることをあらかじめ了解を得ておくなどの措置をこうしなければならない。事業者は職員が退職した後にも知りえた情報を他に漏らすことがないように指導しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。（身体拘束などについて）

（身体拘束）

第20条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（苦情の対応など）

第21条 苦情が寄せられたときは、早急に対応する。苦情担当者は生活相談員が当たり、通所者、家族にあらかじめ提示しておく。苦情受付担当者は、当日中に検討し、改善点は早急に改善できるように努める。苦情発信者にはその旨を報告する。苦情受付表に記載し、2年間は保管をする。

（職員の研修について）

第22条 事業者は、全ての介護従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を最低

年 1 回以上設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(緊急時における対応について)

第 23 条 事業所は、指定共同生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関若しくは看護師に連絡する等の措置を講じるとともに、施設管理者に報告する。また、上記の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、救急車の要請をする時は家族に連絡し、救急指定病院へ同行していただくよう依頼するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援施設等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(ハラスメントの対応)

第 24 条 事業所は、適切な指定共同生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 25 条 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

2 この規程に定めるもののほか必要事項は別に定める。

(付則)

この規程は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

令和 6 年 1 月 1 日 改定